

徳島県肝炎対策推進計画（案）について

1 策定の趣旨

平成23年5月に、「肝炎対策基本法」（平成22年1月施行）に基づき、「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」が告示され、肝炎患者等を早期に発見し、また、肝炎患者等が安心して治療を受けられる社会を構築するため、国、地方公共団体等が取り組むべき方向性が示された。

このことから、国の指針を踏まえ、市町村等と連携した肝炎対策の推進を図るため策定するものである。

2 計画期間

平成25年度から平成29年度までの5年間。3年を目途に中間評価を行う。

3 計画案の概要

(1) 基本的な考え方

肝炎患者等が生活する中で関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、肝炎患者等を早期に発見し重症化を防ぐことで、肝がん患者及び肝炎患者等の減少と安心して生活できる環境づくりを実現する。

(2) 内 容

1) 正しい知識の普及啓発

- ①肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発
- ②肝疾患相談体制の整備や情報提供の充実

2) 肝炎ウイルス検査の受検促進

肝炎の早期発見・早期治療を図るため、「すべての県民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検すること」を目標に肝炎ウイルス検査体制を整備する。

〔目標〕肝炎ウイルス検査数（累計）

・ 県（保健所 等）	H23	7,307件	→	H29	1万1千件
・ 市町村（健康増進事業）	H23	178,918件	→	H29	22万件
肝炎検査委託医療機関数	H24	0医療機関	→	H29	100医療機関

3) 肝疾患医療体制の整備

肝炎患者等が適切な肝炎治療を受けることができるよう、「肝疾患診療連携拠点病院」を中心に、「肝疾患専門医療機関」及び「肝炎検査委託医療機関」が連携して、肝炎治療にあたる体制の強化を図る。

〔目標〕地域肝炎治療コーディネーター H23 0人 → H29 200人

肝炎治療体制（県下全域で肝炎治療体制の整備）

・ 肝疾患専門医療機関等	H24	45医療機関	→	H29	100医療機関
--------------	-----	--------	---	-----	---------